

○最終処分に向けて除去土壌の減容処理を行う場合に、排ガス、排水を生じる場合には、以下の通り管理を行うこととする。

(除去土壌の埋立処分において、遮水シート等を設置して集排水を行う場合も同様。)

○排ガス、排水の排出口において事故由来放射性物質の濃度を監視することにより、事業場周辺の大気中又は事業場周辺の公共用水域の水中の事故由来放射性物質の三月間の平均濃度について、次の式により算定した値が一を超えないようにすること。

イ 大気中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{^{134}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{20 \text{ (Bq/m}^3\text{)}} + \frac{^{137}\text{Csの濃度 (Bq/m}^3\text{)}}{30 \text{ (Bq/m}^3\text{)}}$$

ロ 公共用水域の水中の事故由来放射性物質の濃度

$$\frac{^{134}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{60 \text{ (Bq/L)}} + \frac{^{137}\text{Csの濃度 (Bq/L)}}{90 \text{ (Bq/L)}}$$

※これらの濃度限度は、同一人が0歳児から70歳になるまでの間、当該濃度の放射性物質を含む排気又は排水を摂取したとしても、被ばく線量が一般公衆の許容値（年間1mSv）以下となる濃度として設定されたもの（放射線審議会基本部会「外部被ばく及び内部被ばくの評価法に係る技術的指針」（平成11年4月））であり、安全確保の観点からも適当。

※放射性物質汚染対処特措法において、特定廃棄物の処理に係る排ガス・排水についても同様の規定が既に定められている。